

令和7年 第6回 政治倫理審査会 会議録

日 時：令和7年9月22日（木） 9時00分～11時50分

場 所：役場3階 全員協議会室

参加者：柿沼英己委員長、金子浩二副委員長、橋本和之委員、酒巻広明委員、大澤成樹委員、原口剛委員、橋本博之委員、茂木琴絵委員、下山議会事務局長

1. 開 会

○下山局長 それでは、定刻でございますので、これより第6回千代田町議会議員政治倫理審査会を開催させていただきます。開会にあたりまして、柿沼委員長からご挨拶を申し上げます。

2. 挨 捽

○柿沼委員長 おはようございます。委員の皆様におかれましては、早朝より政治倫理審査会にご出席いただきまして、ありがとうございます。本日の会議ですが、前回の審査請求書からの説明聴取及び審査対象者からの意見聴取の結果を踏まえ、各委員からご意見を伺いまして、今回の審査請求に関わる政治倫理基準違反の疑義のある事実の認定、また当該事実における政治倫理基準に違反する行為の存否について、審査会としての方向性をまとめ、審査結果報告書の内容をまとめていきたいと思います。皆様の協力をいただきましてこの会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げ、挨拶といたします。

○下山局長 ありがとうございました。これから協議事項につきましては、柿沼委員長を座長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

3. 議 事

○柿沼委員長 それでは、時座長を進めさせていただきます。議事に先立ち、お諮りいたします。要綱第6条第4項において、本審査会の会議は、公開するものと規定されておりますので、本日の会議については公開とすることでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○柿沼委員長 ご異議がないようですので、本日の会議については公開といたします。早々ですが、議事に入ります。それでは、議事(1)各委員からの意見聴取についてを議題といたします。前回の聴取結

果を踏まえてのご意見を各委員に伺いたいと思います。意見がある方は、挙手の上、発言をお願いします。

○橋本和之委員 ちょっと、その意見聴取に入るに先立って皆さんにちょっと確認しておきたいことがあるんですけども、この政倫審を一番最初に始めた時に、弁護士の見解を聞きましょうっていうご提案をさせていただいたんですが、その時に、終わった段階でやりましょうっていうことになってたかなと思うんですが、実際、全部今日仮にこう結審して最終的にケース取って、こう言うんですってなって新聞に出て、そこから例えば弁護士に諮ったとして、それを見て修正とかあと訂正とかっていう風に起きるようなことがあるとあまりよろしくないかなと思うので、今日ある程度決まった段階で弁護士見解を聞く、リーガルチェック入れるっていう方がいいかなと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○柿沼委員長 皆様との意見交換の中でそうしましょうというような方向性は確認取れたんですけども、実際問題局長とその後協議した中で、今までのその判例、判例というか今までの、過去のを見ると、結局弁護士さんの見解も議員内部で決定したことなので、私も局長から言われて、見解は議会内部のことなんで、その外部の者が判断を立ち入るところではないというような見解を述べてるので、仮に弁護士に相談しても、明確なこうしたらしいかっていうようなあれば出せないっていうようなことは局長から言われたことあるんですけども、それで局長よかったです。お願いします。

○下山局長 私からお話しさせていただいたのは、先ほどの内容を、概ねその内容かと思うんですけども、審査会として意見集約する中で、その方が望ましいということであれば、それは事務局の方でそこを判断する立場にはございませんので、審査会として方向性を決めていただければよろしいかと思います。

○柿沼委員長 前回確認の意味で、我々が出した結論というのを町の弁護士に見てもらおうという話で承を得たんですけども、そういう形でよろしいですか。一応見てもらうっていうことで。

○橋本和之委員 見てもらう方がいいなとは私は思ってるんですよ。なおかつ結論が出てからだとちょっと遅い気がするんですよ。弁護士さんの方もある程度のこういうのだっていうのが決まってないと判断のしようがないと思うんですが、結論が出ちゃうともしかすると新聞に載っちゃうんで、先に結論が決まりましたって言って新聞載ってからだと遅いから、新聞載る前に私は見せた方がいいと思うんですよね。新聞載ってからこう訂正だとか修正だとかを入れると、やっぱりこう大変だなと思いますんで、それは私そういう方が。

○柿沼委員長 ある程度今日の段階で結論が仮に出たとしても、それはあくまでも仮ということで、委員会としては推敲の時間があるということで、正式発表ではないということにしましょうか。それでよろしいでしょうか。

○橋本和之委員 どうせならそっちの方がいいと思います。本当になんか正式決定ってなっちゃうと、

さっきの話二度話すことになっちゃうんですけど、そこから入れるんだとちょっと遅いかなと思いますので、大体内輪で決めたというのに関して見てもらって、修正が必要だなと思えばした方がしてから発表の方がいいと思いますけど。

○柿沼委員長 では、今回の会議は最終結論が出たとしても、あくまでも仮ということでよろしいでしょうか。その弁護士さんに見てもらう、その1つの、推敲してもらうということで、あくまでも出たとしても仮ということでよろしいでしょうか。では賛同の方の。大澤委員。

○大澤委員 弁護士の先生にお伺いを立てるのはいいんですけども。ただ、90日間っていうけが決まっている中で、その弁護士先生からすぐにご回答いただいて次の委員会の開催、報告書を作ったら、ちょっと昨日、茂木委員ともお話をしたんですけども、報告書を作ったものを皆さんでまた見ていただいて、こういうことでいいよなという確認も含めた委員会も必要じゃねえかっていうお話もちょっとしてたんですね。そういうことも含めて、日程的に間に合うのかどうかっていうところもちょっと心配になってくるんですけど、いかがですかね。

○柿沼委員長 それは局長、どうなんですかね。実際の実務的なお話で、この弁護士さんに頼んで例えば1週間以内とか、そういうことができるのかどうか。

○下山局長 それは確認取ってみないと、どのくらいの所要時間がかかるか、現時点では不明です。

○柿沼委員長 逆算すると、いつまでに回答もらえないっていうのはおのずと分かるわけですよね。

○下山局長 この審査請求から90日以内。

○柿沼委員長 そうすると、7月の、10月の、逆算すると。

○大澤委員 10月の半ばだと思っておりますので。今委員長おっしゃられた通り、逆算していただいて、あと、こんなことやんなくちゃいけない、こんなことやんなくちゃいけない、こういうことをやる必要があるっていうのを洗い出していただいて、ケツから追ってくると。じゃあ皆さん、弁護士の先生に確認をしていただくことについては納得をいただいてるんだと思いますので、じゃあそれをいつまでに、じゃあそうすると、委員会がこうこうっていう、ちょっとシミュレーションもしていただけるとありがたいなど。

○柿沼委員長 そうですよね。仮に今回、仮の結論が出たとしますと、できれば今月いっぱいに弁護士さんの回答をいただいて、10月上旬に会議を開いて正式決定という形が取れれば理想なんですけども。そういうことでよろしいでしょうか。

○下山局長 弁護士に相談する内容が全て固まれば相談できるかと思うんですけども、その内容がま

ず固まらないと、アポ取り、相談もできませんので。

○柿沼委員長 そうですよね。

○下山局長 本日、全てその内容が、例えば審査報告書の内容がこんな感じでよろしいかどうかというところまで内容が固まるのであればその先も対応できるかと思うんですけど、そこまで結論出していただけるのかどうかをちょっと伺いたいと。

○柿沼委員長 そうですね、今日仮に決まったとしても、その要するにレポートの形で弁護士さんに見せないとダメなんで、それを我々も確認しないといけないので、早い段階でもう1回会議を開いてやらないといけないんですけど、それは皆さん大丈夫でしょうか。もしあったら今週もう1回会議持つということなると思うんですけども、そういうことでよろしいでしょうか。今日の会議次第でよろしくお願ひいたします。では、そういう流れで仮に今日決まったとして、もう1回集まってレポートを作成を確認すると。早い方がいいので、今週いっぱいまとめて弁護士さんに提出して早めの回答をもらうということになると思うんですけども、弁護士さんには迷惑かけちゃうんですけど、そういう形でやるということで、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○柿沼委員長 挙手全員ということで、そういう方向でやりたいと思います。それでは。

○茂木委員 その件に関してですが、皆さん、ラインワークス等ございますので、最終的に何度も修正という場合になった場合に、確認の意味も込めて、ラインワークスでの確認であるとか、そういうのも視野に入れてというのをお願いしたいと思います。

○柿沼委員長 茂木委員が言われるように、レポートの内容については何回もうやるわけにはいきませんので、訂正というか、ここはおかしいんじゃないかっていうところはそういった形で対応できればいいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(1) 各委員からの意見聴取について

○柿沼委員長 それでは、議事1番の各委員からの意見聴取についてを議題といたします。前回の聴取結果を踏まえてのご意見を各委員に伺いたいと思います。意見のある方は挙手の上発言をお願いいたします。じゃあ、ちょっとそれ順番に行きますか。では、茂木委員、お願ひいたします。茂木委員。

○茂木委員 畑中議員から提出された倫理規定違反と思われる文書の標目番号1の件でよろしいでしょうか。番号1の方では、東京都の1億円と千代田町の1億円では重きが違いますということでしたが、

大谷議員の弁明として、価値が違うとは言っていない、予算に占める割合のことを言っている比喩的な表現であって、これが政治倫理違反に抵触するとは思えない、価値は同じであって重さが違うと言っている、90億円の1億なのか9兆円の1億なのかで重さが違うと言っただけであるという発言がありました。また、前段を読んでもらえばわかる、慎重に使えという比喩表現で書いた、10キロと取る人はいない、小学生にまで分からせるというのであればそう書かなきゃいけないんでしょうけど、大人が読む文章で読んでもらえればわかると思っている私の政策ビラなので、子供が読むという前提で書いていないという弁明もございました。

この件に関して私が規定違反だと思われる見解は、何度もお話ししましたが、1億円というのはどれも同じ重さであるという文章、これは決して私が文節を取ったわけでもありません。一文が、1億円は同じ、どれも同じ重さであるという一文を確認の意味で書いたとなっていますので、文節を取ったというわけではないことを皆さんお知りおきください。このことは事実と異なると私は思います。文節ではなく一文をそのまま掲載した中で、1億円の重さが違うと事実を異なることを掲載しています。東京都と千代田町の予算規模の割合のことを町民に伝えるのであれば、もっと分かりやすく誤解を与えない表現にしなくてはいけないと思っています。予算規模の大小に関わらず、1億円の重さは同じであり、価値も同じということは皆さんご存知だと思います。それを1億円の重さでのことしか言っていない、価値は、価値は違うのは当たり前というのは非常に苦しいと思います。配布したものがどのような人が読むのかをこちらで決めることは不可能です。チラシに「千代田町議会議員 大谷純一」と記載するのであれば、議員として疑念を抱かせるような表現をするべきではないと私は思いました。

○柿沼委員長 1番について、1番、順番にやっていきたいと思いますので、この1番について、ほかにご意見のある方、お願ひいたします。1番に関しては、茂木議員から、誤解を与える表現で不適切ではないかというようなご指摘がありました。ほかにありますか。では、1番に関してはそれでいいですかね。では、2番、町民に取材すればいいですねというのは当たり前です。

局長から、各議員から聞いてくれということなんで、申し訳ないです。それについてですね、1番について、橋本博之議員、お願ひいたします。橋本博之議員。

○橋本博之委員 やっぱり1億円に関しては、それぞれの、両方の思いがあるのかなというところで、なかなかやっぱりその判断しづらいところかなっていう風に感じました。

○柿沼委員長 判断しづらいと。それでは原口委員、お願ひいたします。

○原口委員 私は、この政治倫理要綱の項目には該当しないと思います。ただ、表現の仕方的にはちょっと、うんと思うことはありますけど、倫理要綱には抵触しないと思います。

○柿沼委員長 大澤委員。

○大澤委員 これ1番に限らず全体を通してっていうことなんんですけど、このチラシ自体が曖昧に書かれている部分、捉え方によって右にも左にも行く、そんな内容のことが多々書かれているんですね。こ

の前大谷議員が説明した中で、その東京都の財政規模に占める割合、千代田町の一般会計に占める割合、そういうお話の重さということであれば理解ができるんだという風に思うんですけども、この一文だけを捉えてそういうお話だったっていうのは、やっぱりいろいろな捉え方をされてしまうということにおいては、ちょっと文字が、紙面上の都合ももちろんあるというふうに思いますが、足らない部分は多々あったと私は感じています。

○柿沼委員長 酒巻委員。

○酒巻委員 私も大谷議員からの説明を聞いて、その1億円の重さの違いという部分を理解はできたのかなという部分で、実際の発行した文章だけだとやっぱり誤解を招く恐れはあるのかなという印象はありました。

○柿沼委員長 誤解を招くと。橋本委員。

○橋本和之委員 結論から言うと、3条の1号には1番はちょっと当たらないかなとは思います。これも捉え方、さっき少しありましたけど、これ全体そうなんですけど、捉え方によってしまうかなとは思うんですけども、比喩的な表現という話も大谷議員からありましたけども、そういう形でもう取れるかなとは思っております。

○柿沼委員長 副委員長。

○金子副委員長 1億円に関しては、ちょっとこのチラシで見ると、最後に、儲かった余剰金という考え方なのか、ずさんであると判断したっていうふうに書いてあるんで、これはちょっと執行部を、言葉が良くないかもしれないんですけど、馬鹿にしたにあたるので、疑惑を持つっていうんですか、不正の疑惑を持たれる行為になるのかな。1億円の重さについてとか、そういうのは比喩的な感じには思えるんですけど、その後に、ずさんであると判断したとか、そういう言葉を使うのはどうなのがなっていうふうには思われます。

○柿沼委員長 疑念を抱く表現だと。1番に関して、委員の皆様から意見をいただきました。それではですね、2番、町民にすればいいですねというのは当たり前ですと。この点について、また茂木委員、お願ひいたします。

○茂木委員 2番の町民に取材すればいいですねというのは当たり前ですということに関してですが、大谷議員の弁明として、「二元代表制であるから、行政に対していいことも悪いことも言わなくてはならない。私も元委員だが、良かったですねという内容しか載せていない。漠然と結果的には議会と広報委員会を批判していることにはなっていますけど、法律的に広報委員と議会を批判しちゃ悪いっていう文言はどこにもないし、そんな法はどこにもありませんよ。言論の自由じゃないですか。」という弁明を受けました。

私は、そのこの件に関してですが、町民に取材すればいいですねとの、当たり前ですというの、確かに、この3条の1ですね、町民全体の代表者としてその品位または名誉を損なうような一切の行為を慎み、というところに抵触するかというと、なかなかこのことに関しては疑問があるのですが、違反であるというよりも、事実と異なる点をも載せているというところが非常に問題なのではないかなと思います。

まず、事実と異なる点というのは、町民の率直な意見を掲載しているのであって、皆さん広報委員を務めたことがありますし、務めている方、現職の方が多いと思うのでわかると思いますが、決して良い意見を言うように強要してはいるんじゃないと思います。そのことに関しては、元広報委員だった大谷議員もご存知のはずです。しかし、そのことにもそういうことなのに、これにはこのように捉えている文言で書かれているので、この書き方をされるとあたかも広報委員の方で町でこういういいことをやっているのか、よく言ってほしいというのを強要しているような間違った印象を与えかねない文章だと思います。広報委員のその掲載する基準として捉えているのが、私も元広報委員だったので、というのが私は非常に問題なのかなとは思います。

○柿沼委員長 事実と異なるのではないか。橋本博之委員。

○橋本博之委員 私も茂木議員と同じですね。やっぱりいいねっていう表現の仕方ですね。やっぱり我々取材に行っている方、大谷さんも言っているわけですから、そこでいいねというふうに町民に言わせているわけでは決してないので、そこがちょっと事実と異なる点、自分も経験しておられるわけですから、そのこの表現っていうのはちょっと議員としての自覚が足りない部分があるのかなと思いました。

○柿沼委員長 では、原口委員。

○原口委員 確かにいいって表現は、大谷さんが言ったのはちょっと良くないのかなと思いますけど。一町民から見てやっぱりこういう風に見られてる広報紙っていうところにちょっと私は疑問がもたれるんですよ。なんで、やはりそれは取材する広報委員、あと発行する広報委員会というのはちょっと反省しなくてはいけないのかなと思いますので、やっぱりこれは倫理要綱にどうのこうのっていうんではなくて、やっぱり今後の取材、発行に対しての私は提言の一部だと思いますので、倫理要綱には当たらないと思います。

○柿沼委員長 倫理要綱に当たらないのではないかということです。大澤委員。

○大澤委員 このまた2番も、実は3番にも4番にも関わってくることで、こういいですねって言わないうことについては、4番にあたる紙面に載せられないんだとか、町の提案したことだから議員もみんな賛成してるっていうことで、いいですねっていうものばっかりを載せるんだという風に町民に捉えかねないっていうことなんですよね。ただ、全然関係ないことを聞きには行かないで、前向きなご答弁をいただけることが多いというふうに私も感じています。ただ、その中で、町民の皆さんからご提案

をいただく取材をする場合もあるんですね。いいですね、その後にもっとこうだったらこうこうじゃないですかっていうような意見も紙面上載せていると思いますし、大谷議員も長らくやられてきた中において、それはわかることなんだと思うので、私はこれは広報委員会、貶められたというふうには感じています。

○柿沼委員長 広報委員会が貶められたということですね。酒巻委員。

○酒巻委員 表現的な部分で、取材をすればいいですねっていう部分が掲載されてるわけですが、実際私も取材何度も行かせていただいてますけど、いいですねを取りに行っているわけではないので、基本的に率直に住民の方の意見を伺って、何かアドバイス的なものも私としては個人的には伺って、それを掲載するようにはしているので、表現的にどうだったのかなという風には感じております。

○柿沼委員長 表現がまずいということ。橋本委員。

○橋本和之委員 今まで出てるような通りなんですね。2番も3番も4番も同じような感じで、携わってるものとか、議会にいるものにとっては、この表現なり文章なりっていうのは面白くはない文章だらうなとは思います。いいですねの2番に行くと、私もついこの間取材一緒にしてきましたけど、どちらかというと、やっぱりいいですねみたいな感想は言われるっていうのかな、なんか反対意見ありませんかねっていうのは、私は聞くようには、実は私が取材する気はしてるんですけどね、なかなか出でこなかつたりとか、あと、それもだし、好きでもよくないので、表現も色々選びながらやってはいますけども、そういう感じです、これはね。

ただ、これもう全体、最初から言ってるんですけど、3条の1号、政治倫理審査会の3条の1号に当てはめるところまで行くのかなっていうのが、全体として、私がいつもこう主張してるところなんですね。だから、最終的には1番、2番、3番もおそらく同じような回答になっちゃうんだけども、この政治倫理審査会の、この3条の1号にまで当てはまる、このレベルがあると思うんだけど、そこまでいってるのかなっていうところは、行ってないかなっていう結論では私はいます。以上です。

○柿沼委員長 倫理違反ではないということですね。

○金子副委員長 私も何度も取材に行かせてもらっていますけど、別にいいねが欲しいから取材をしてるわけでもなく、それにこう行くと小言と言われることもあるし、そういうことはちゃんと載せるようにはしてるけど、これを、170号でしたっけ。スケートパークのことでいいねっていう、多分おそらく小学生に聞いたことだと思うんですけど、当たり前ですよね、そこ。またとえ、スケートボードやってる小学生に今度できるんだけどどうってばいいねってもらうし、今度スケートボードを図書館に行ってこういうのができるんすよっていうのはには行かないですよねって思うんですけど。まとまんないんですけど。確かにいいねをもらいに行くっていうのは心の中どこかにはあると思います。さっきも言ったように、スケボーやるところに行かないで、図書館に行ったりして関係ない人にスケボーできる。スケボーができるんですけど、どうかねって、取材は行かないし。それは多分大谷さんもそこらへんは

自分でわかるのでわかっているとは思うんですけど、それをこういうふうに書くのはどうなのかなとは思ってますけど。ちょっと言葉まとまんないんですけど。

○柿沼委員長 倫理観に違反するかどうかはどう。

○金子副委員長 倫理観に違反するかどうかっていう。これはいいねをもらいに行く、いいねっていうのが当たり前っていう表現って難しいところなんんですけど、こういうチラシにこういう表現を書くっていうのがおかしいっていう意味ですかね。多分、皆さん心の中で忖度をして、スケボー場ができるところに行くわけですよ。多分。図書館には行かないですね。スケボー知らない人のところには行かないわけなんで、それはみんなわかることをこういうふうに書くのはどうなのかなとは思います。難しいか。

○柿沼委員長 いいですよ。では、3番ですね。議員の中には、町民の提案したことだから賛成します、町の事業を全力で応援しますと、一般質問でもそういう議員がいます。この3番について、各議員からお伺いします。では、茂木議員、お願ひいたします。茂木議員。

○茂木委員 私がこの中に1番問題なのではないかなと思ったのはこの3番になりますが、大谷議員の弁明として「特定の個人を指してやったわけではない」というお話がありました。「個人に対して文書を出したわけではない」という話もございました。令和7年2月定例会会議録の10ページには、畠中議員が「事業に対しても全力で協力してまいりたいと思っていますので」というのがあるので、ここから取ったというお話でした。

そしてもう1つ、提案のことの、町長が、町長の提案したことだから賛成しますという文言に関しては「主觀で書いた」「資料はない」「全協で出てきたのであろうと思う」というお話でした。こちらの文章は「一般質問でもそういう議員がいます」という断定をしています。そのことに関して質問しましたら、「暇がなく調べ終わらなかった、調べもせずといいますか、今まで議員をやってきた中でそういうニュアンスを言う議員がいたというので、このニュアンス、裏付けがなかったと言わればそのとおり」という弁明を受けました。

このことに関して、この3条1号にありますが、「町民全体の代表者として、品位または名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関しての不正を、疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと」とあります。つまり、このことで言えるのは、大谷議員は1人、架空の議員を作ったということです。町長の提案したことだから賛成しますという一文は明確にいつの一般質問の発言から示されていません。つまり、このような議員が存在しないということです。これは事実と異なることです。チラシに存在しない議員の発言を掲載し、町民に誤った認識を抱かせてしまうという恐ろしい恐れがあります。町の事業を全力で応援しますは畠中議員の一般質問との弁明を受けましたが、前の文言が全て切り取られているので、書かれている文章と畠中議員の発言との意味が異なっています。そこで、委員長。畠中議員の発言を会議録より一分だけ抜粋させてもらってよろしいでしょうか。

○柿沼委員長 結構です。

○茂木委員 では、皆さんもお持ちだと思いますが、令和7年千代田町議会会議録第2回定例会10ページより読ませていただきます。この文に関しては、前に畠中議員が、中学校の建て替えに関して、小中一貫校に関する質問となっています。「少し前に、大きなことを成し遂げるときにワンチームという言葉がございました。私ども議員も、先ほどから述べている事業は将来を見据えて行わなければならぬ一大事業だと認識しており、今後もしっかりと議論を重ねながら、事業に関しては全力で協力してまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。」こう述べています。つまりは、町長の提案したことだから賛成しますという人間はいませんでした。町の事業を全力で応援しますというのは、これは意味合いが違ってきます。畠中議員が言ったの、私ども議員もということです。一大事業を成し遂げるためにワンチームという言葉がございました。私ども議員も、今後もしっかりと議論を重ねながら事業に関しては全力で協力してまいりたいというお話をしています。この文章の書かれている場所ですが、一番最後のところ、「町長の下請けではない議会」という中に書かれています。あたかも、議会は町長の下請けであるという持論を正当化するように引用していますが、1つも存在せず、もうそれはもう曲解でしかあり得ません。このことは、先ほどもお話ししましたが、私はこの政治倫理要綱の第3条1号に違反していると思います。町民全体の代表者として、その品位または名誉を損なうような一切の行為を慎み、つまり、架空の議員をでっち上げて、その議員があたかも町長の提案したことだから賛成しますということを言ったように書いているというのが問題なのではないかと思います。以上です。

○柿沼委員長 事実と異なるということですね。では、橋本委員。

○橋本博之委員 私も茂木委員と大幅な同意なんですが、やっぱりこの文書を許してしまえば、いくら言論の自由ということを掲げられても、今後また同じようなチラシを配布された時に、同じように印象操作されたものが出てきてしまうというものも考えられますので、そういうことはやっぱり慎むべきじゃないのかなという。この件に関しては、やっぱり3条の1号の方に、条項に対してかなり侵食するような風に思います。ちょっと議員としての倫理に書いた一面、文章だと私は感じました。

○柿沼委員長 違反してるのでないかということですね。では、原口議員、お願いします。

○原口委員 大谷さんの意見というか弁明っていうか、それを聞いた感じですと茂木議員が言った通り、その文面を多分持ってきたと思うんですよ。多分私が思うに、この大谷さんがここを書いた意図、私なりに捉えた意図としては、一般質問をした後、執行部から回答が来ます。その回答に対してもう1回質問してもいいんじゃないかな。通告にないけど関連質問っていう形で、そういうことをして、こう議論を深めていきましょうよ、というような私はニュアンスで捉えてるんですよ。なんで、この文面がどうのこうのではなくて、この一般質問のやり方っていうのを各議員なりに考えてやってくださいということを意味してるのかなと私は捉えてまして、政治倫理要綱には当たらないのかなというふうに思います。

○柿沼委員長 当たらないっていう。では、大澤議員。

○大澤委員 一番最初にお話しした通りなんですけど、やっぱりちょっと曖昧な表現なんですね。捉え方としてそういう風にも取れる。でも、こういう風にも感じる町民もいるのかなっていうところが今回のこの審査会になると私思っていまして。茂木委員、色々と調べていただいた中において、全くこれと表現が同じ文言についてはなかったと。まあ大谷議員も過日そのように話していたわけなので、この点については大きく虚偽が入っているかなというふうにも私は感じ取る部分ではあります。3番については以上です。

○柿沼委員長 虚偽が含まれているのではないかということですね。酒巻委員。

○酒巻委員 この部分に関して大谷議員の方から、裏付けは特にない、発言の事実はなかった的な、こう主観的な部分が強い部分があったというような部分、お話があったかと思います。先ほど茂木委員の方も議事録の方を読み上げた部分があるんですけど、そういった部分で言うと、表現としてちょっとこう、違う部分があったのではないかという風に私としても感じました。

○柿沼委員長 では。橋本和之委員。

○橋本和之委員 この、そもそも一般会計予算に反対しましたっていうこのチラシ自体が、大谷議員の主義主張というか、主観が入った意見書みたいなところですね。事実が正確なのかっていうと、先ほど茂木さんが調べておっしゃられた通りのところ、事実と違うところもあるだろうなと思います。結論から言うと、もうずっと同じ話で恐縮なんですけどね、3条の1号のこの政倫審のレベルとすると、結論からすると、そこまで言ってないかなっていうのが、私の一環としてものであります。それは、政倫審って、皆さん初めて開いたんで、今までどうだっていうのがわかんないんですけど、かなりこう重たいものだなっていうのが、私なんかも初めてなんで、強く感じてます。それなんで、そこまでのものではないかなとは思います。確かに政治、千代田町議会の模範生のかっていうと、さっきのこの幅がある、その政倫審の中でどうなのっていうところはあると思います。なんだけども、じゃあこの政治倫理審査会を開くに値するのかっていうところでは違うという結論になります。

○柿沼委員長 倫理違反ではないと。金子委員。

○金子副委員長 先ほどの、先ほどからの皆さんの意見というのあれなんですけど、町民の提案したことだから賛成しますということに関しては、自分の想像で作ってしまったっていう感じだし、町の事業を全力で応援しますっていうのは、これは畠中議員の一般質問の切り抜きになって、全体を見ると全員で応援しますということになっておりますので、まさにこれは疑念を持たれる恐れのある行為に値するのではないかと思われます。

○柿沼委員長 表現が疑念を抱かせる行為であるということですね。4番、町にとって不都合なことは

議会紙には載せられない、これについてお伺いします。では、茂木議員、お願ひします。茂木議員。

○茂木委員 4番に関してですが、大谷議員の弁明として「二元代表制だから、議員としてはこう反対意見があったと議会広報としては載せるべきであると思う。端折って乗せるというのは、なるべく反対がなかったように見せるというのが見え隠れする」とかという弁明がありました。また、「反対意見を簡素化して載せたことに関して疑義が残る。広報の内情を聞ける状態ではなかった、聞けるんだろうけど聞く必要はなかった」というお話をしました。この件にとって、町にとって不都合なことを掲載するときももちろんございます。現に委員の方はご存じだと思いますが、171号では、この前もお話ししましたが、現に執行部からの要望を蹴っています。つまり、この町にとって不都合なことを議会紙に載せられないというのは、事実と異なることです。議会広報紙大河は、議会広報編集委員が編集、取材と編集をして、議長の責任のもとに発行しています。170号8ページの件は、確かに予算特別審査委員長であった橋本和之委員がスペースの問題上端折ったかもしれません、あくまでもベースは議会事務局という話でした。大谷議員の一般質問に関して載せてもらえなかった過去、あの平成30年的一般質問のPTAの件ですね、この件に関しては、本案件とは関係ございません。広報の内情を聞けるか、聞く必要がなかったと述べましたが、議員であるならば、なぜそのようなことになったのか。5月1日に発行してから自分のチラシを撒くまでに約2カ月何もしていなかったということになります。その件に関しても、非常に疑念の残るものになっていると私は思います。

○柿沼委員長 疑念が残るということですね。

○橋本博之委員 私も、この件に関しては、大谷議員がもう広報委員の中でやっておられたわけですから、その中で取材しに行って、第1校正あげたときに、2回目は役場執行部からの青ペンが入ってくるっていう、そこで訂正するわけなんですけど、別にそこで青ペンを採用する採用しないは議員さんの裁量にお任せするわけですから、決して不都合な事実を載せられないわけではないのかなっていう風に思いますので、その辺に関しては大谷さんの方も分かってると思うんですけど、まあわかることに對して、このような形でチラシとして町民の方に周知させるっていうことはいかがなものかなという風に感じました。

○柿沼委員長 事実と異なると。では、原口議員。

○原口委員 意見聴取というか、弁明の時に、大谷さんが言われたのは、事務局が最初書いたっていう風に言われて、最後っていうか途中で予算委員長が手加えたっていうことを言ってました。そこで私が感じたのは、やっぱりこういうセンシティブ的なこの文面ですね。記事とかっていうのは、やっぱり広報委員長とか予算委員長であっても、やっぱり事務局、中立的な立場の人が書いたものに対して手を入れちゃいけないっていうふうに私は捉えます。なんで大谷さんが言いたいことが載ってなかつたっていうのであって、そのところをやっぱり広報委員会として反省しなくてはいけないんじゃないかなと思いますので、政治倫理要綱の第3条の1号には該当しないと私は思います。

○柿沼委員長 倫理違反ではないという。じゃ、大澤委員。

○大澤委員 これ、文章が最後やっぱり言い切りになっちゃってるところがダメなんですよね。載せられないこともあるとか、もうちょっと弱い表現だったら含みがあるんですけど、載せられないって言っちゃうと、この前弁明の時にも自分のPTAのお話されておりましたけども、それ以外にもあったような話の様子ではありましたけども、個人のことになりますのでなんていうこともおっしゃってたようでございますが、前委員長という、広報委員長という立場でございますけども、そういう委員長が、委員長の采配で紙面をもう勝手に作るというようなこともなかったと思いまし、発行責任者、議長もいらっしゃいますし、もちろん多くの委員がいる中で議会広報大河を作ってるわけでございますので、載せる載せないは委員の皆さんの判断ということありますので、不都合だからこれやめてしまおうとか、これ大澤が頑張ったから委員長なんでのつけてほしいとかっていうことがあるというふうには私は考えていません。

○柿沼委員長 不適切表現だと。酒巻委員。

○酒巻委員 PTAの話と、あと賛否の話が出て、上がってきたのかなという風に思っております。PTAの部分に関しては、執行部の方からこういう表現に変えてほしいという話があったんですけど、その部分に関しても、あくまでも委員会でそれを採択するか、執行部側からの意見を載せるか載せないかっていうのも、広報委員のメンバー、その当時のメンバーで最終的には判断という形になるのかなという風に思います。ですので、載せられないという表現としてはどうなのかなという。賛否の件に関してなんですけど、過去2回ほどあったということで、そちらの方はこういう形でっていうので、多分記事を見せて、こういう表現としては、各個人の表現がたくさん載っている、意見が載っているんだっていう発言をして、前回の部分に関しては表現がなかったっていう話をされてたかと思うんですけど、この部分に関しても、その時の編集委員のそれぞれの考え方、皆さんで協議した結果、こういう表現で載せたという形になるのかなという風に考えます。

今回に関しても、最終的には当時の委員長であった橋本予算委員長の方でまとめてくれたという部分で、我々、その時の編集委員のメンバーがこういう記事でどうだろうと。その中で、見づらいからっていう形で色々訂正等も入ってきた中で、その時の中で、文章に関してもみんなでこれでいいだろいう形でこの170号の発刊に至ってるのかなという風に思いますので、そういう部分では、載せられないという部分は違うのかなというふうには感じてはいます。ただ、先ほど、本来であれば平等の立場の第三者が編集という形に携わった方がいいんじゃないかっていう原口委員の意見もありましたけど、そういう部分は今後我々、我々というかその時の編集委員の皆さんに注意をして、編集に当たってもらえればいいのかなという風に思いますが、今回のこの表現という部分に関してはどうだったのかなという風には感じております。

○柿沼委員長 不適切ではないかと。では、橋本議員。

○橋本和之委員 ここはちょっと私も名前が出ちゃってるのでなかなかあれなんですが、私もこれ思い

返すと、政倫審の場でちょっとこれ申し上げた方がよかったなって今思いました。この間から思ってるんですけど、最終的には私が手を加えたというか、出てきた原稿を少し端折らなくちゃいけなくなって、委員長っていうお話だったんで、じゃあこんな感じでみたいな形で、最終的にはちょっと局長にお願いさせてもらって、お骨を折ってもらって作ったものです。それに関しては、今お話もあったけど、皆さんの中で決めていただいて発行するってことになったので、特にいいのかなとは思ってはいますけども、ちょっと何かしらのところで、そこに批判めいたことを言わせて、ちょっとやめてよ、俺が作ったんだからっていうようなことを言ったなっていう記憶はあるんですけど、大谷さんの方に。そこで、あのタイミングで出てきたかなっていう感じがしました。

話を4番に戻しますと、大谷さんのこの一般会計予算っていうのが、そもそも、大谷さんの主觀を入れた主義主張の文書なんですね。そこに照らすと、じゃ、この広報紙のあり方というのが事実と反するのかというと、事実と反するところがあると。皆さんもおっしゃった通りだと思います。最終的なところで、じゃあ第3条の、何回も言ってもう恐縮なんですね、第1号にこう抵触するかってなると、表現的にはこれ当てはまるんですけど、この政治倫理審査会にあげるまでのものではないかなと私は思ってます。

○柿沼委員長 違反に当たるまではないと。

○金子副委員長 そうですね。これあの、町にとって不具合なことは議会紙に載せられないって言われてますけど、決してそんなことはない。今までそういうこともしてきてない。ここには前委員長、前々委員長、今の委員長って3人いますけど、そういう考えではやっていないし、委員会もそういうふうな考えで忖度をしてるわけでも決してない。自分もそういう委員会に8年属してやってたわけなので、わかつてると思うんですけど。でも、そういう中でこういうことを。ただ、この170号に関してはこういうふうに言われてる。こういう記事に関して書かれてるってことは、やはりこう疑惑を持たれる行為になるのかなと思います。

○柿沼委員長 政治倫理の疑惑に抵触すると。以上、皆様から1番から4番まで聴取結果を踏まえてのご意見を伺いました。他にご意見がなければ、1番の聴取について閉じさせていただきたいと思います。

（2）審査結果報告書（案）について

○柿沼委員長 次に、議事(2)審査結果報告書（案）についてを議題といたします。先ほどの議事(1)の協議結果を踏まえて、当審査会としての報告書の内容を取りまとめたいと思います。まず、皆様の意見を聴取して、審査請求の基準の適否ですか、まずそのところを、一番根拠となる、この審査会、何回かもやってますけども、審査会の疑惑の根拠として、取りまとめ、まずそこが、まず最初のところで、その審査請求が、1から4番、このところで、審査請求があつてのかどうかについて、まず、何回かやってますけども、適否について賛否を取りたいと思います。これについて、局長。

○下山局長 まず、前回の意見聴取した中で、審査請求で訴えているその事実の概要に関して、どこまでの事実が確認されたのか、審査会としてこういう事実があったっていう、まずその違反していると疑うに足る事実があったかどうか、あったと判断するとすれば、どこまでの事実が確認されたのか、どこまでの内容を事実としてまず認定するのか、そこがその後の政治倫理基準に違反する行為があったかどうか、あるいは違反しているのかどうかの判断の大元になりますので、まだその事実を聴取した中でどういった事実が確認されたかどうかっていうのを皆さんで集約していただきたいと思います。その先の議論はまた。

○柿沼委員長 わかりました。

○下山局長 改めてお願ひできればと思います。そちらの内容を調査報告書にも事実の概要として載せる必要がありますので、そこをちょっと協議していただければと思います。

○柿沼委員長 申し訳ないです。それでは、局長が言われたように、皆さん、各委員から意見を述べていただきましたが、その意見を集約する必要がございます。特にその事実関係を中心にもう一度取りまとめていきたいと思います。まず、1億円の件について、これについて取りまとめたいと思うんですけども、委員会として。違う。

○下山局長 まず、審査請求書の3番の違反していると疑いに至る事実の概要のところですね。本日の会議の資料でも皆さんご覧いただけると思うんですけども、この中で、畠中議員は、大谷議員が令和7年6月下旬に一般会計予算に反対しましたと題するチラシを個人で作成し、令和7年度千代田町一般会計予算案における公園整備事業及び東部住宅団地拠点整備事業及び議会広報編集委員会について、事実と異なる文書を記載した上で、令和7年7月1日頃から数日間にわたり、舞木地区において数百部配布した、あるいは、その後も、7月4日に行われた件等についても記載がありますが、その辺の内容について、この全てを事実として認定するのか、全てが正しい内容なのか、あるいは事実とそぐわな内容がないのかどうか、その辺についてもちょっとご協議いただければと思います。

また、町民プラザでの協議の場で指摘されたことを、指摘されたにもかかわらず再配布したというような話がありましたが、その決定が正式な決定でないという弁明もありましたが、その辺の話し合いの際の方向性の取り扱い、その辺についても見解がかなり違っていたと思います。合意がなされていたと思っていたという話もあれば、大谷議員はそこまでの決定はされてなかったという話もありましたので、その辺についても見解はかなり違っていましたので、審査会として事実が、どこまでの内容が事実として認定するのか、その辺をちょっと整理していただきたいと思います。

○柿沼委員長 じゃ、審査請求書のところからいきますか。審査請求書のところで、この部分は合ってるか合ってないかですか。まず1点ですね、違反していると疑うに足る、まず、事実確認のところからいきますか。茂木委員。

○茂木委員 先ほど局長からお話をあったように、この違反していると疑うに足る事実の概要、3番で

すね、この1番最初の黒ポッチの1つから皆さんと協議していただきたいんですけど、委員長、それでよろしいでしょうか。私が代理で読み上げてもよろしいでしょうか。読み上げます。

「大谷議員が、令和7年6月下旬に一般会計予算に反対しましたと題するチラシを個人で作成し、令和7年度千代田町一般会計予算案における公園整備事業及び東部住宅団地拠点整備事業及び議会広報編集委員会に関して、事実と異なる文書を記載した上で、令和7年7月一日ごろから数日間にわたり、前木地区において数百部を配布した。」

この文章に関して、皆様の意見を募る形で、委員長、よろしいんでしょうか。

○柿沼委員長 これについてはどうでしょうか。この通りですね。この通りでよろしいでしょうか。茂木委員。

○茂木委員 この件に関しては。畠中議員と大谷議員よりお話をありがとうございましたが、両名とも6月下旬に一般会計予算に反対しましたと題するチラシを個人で作成して配布したことを認めておりました。大谷議員に至っては、2500枚を自費ですり、500枚を配布、その後、追加で20枚を配布しているという事実を本人の口からお伝えしてもらっております。畠中議員も、その件に関して、自分の知り得る範囲で30数名からの書類をいただいたという話を私は受けました。こちらで多分問題になってくるのが、事実と異なる文書を記載した上でという文章になってくると思うのですが、先ほどもお話ししたように、3番の番号3番、倫理規定違反と思われる文章の表も代表で言いますが、番号3番、この町長を、議員の中には、町長の提案したことだから賛成します、町の事業を全力で応援しますと。一般質問でもそういう議員がいますというお話をしたが、先ほど私がお話ししたように、一般質問でもそういう議員がいますというのに、町長の提案したことだから賛成しますという議員はおりませんでした。これは大谷議員も認めています。裏付けがなかったと言われば、その通りと話しております。暇がなく調べ終わらなかつたとも話しております。つまり、万人の目に触れる可能性のあるチラシを暇がなかつたから調べなかつたとありますが、書く前の段階で裏付けもなく書いて配布をしているということになります。また、先ほど皆さんの中でもお話をありがとうございましたが、番号2番、番号4番において、広報委員の仕事として町民に強要することはないという話でしたが、この文章では、町にとって不都合なことは議会紙も載せられない、町民に取材すればいいですねという話は当たり前です、このように書かれています。これは明らかに事実と異なる文章ではないでしょうか。大谷議員はニュアンスで、イメージでという話をしていますが、先ほども言いましたが、何度も言いますが、万人に配るわけではないという弁明もあるかもしれません、どのような方の目に触れるか分からぬというのに、「千代田町議会議員 大谷純一」という名前、それに肩書きを書いた上で配った紙に事実と異なる文章が載っていたというのは事実です。なので、私はこれは事実にたると思います。

○柿沼委員長 この件、この文書に関して茂木議員から事実と異なる文書を記載した上でということになってますが、どうしよう。この点で賛否取つといった方がいいかな。この件に関して賛否を取りたいと思います。違反してると疑いに当たるという。

○茂木委員 失礼します。ほかに何かこの件で、この1番最初の黒ポッチに関して何かお話がある委員

はいらっしゃないのでしょうか。

○柿沼委員長 茂木委員から提案がありましたけども、これに関して茂木委員と異なる意見がある方はおりますか。橋本委員。

○橋本和之委員 異なるっていうんじゃなくて、結構決を細かく取るので、事実か事實じゃないかの決と、例えばこの、例えば3、最終的にはこの3条の1号に当てはまるか当てはまらないかってところにどうしてもたどり着くんんですけども、そこの決をこう分けて取るのか、一緒なのかなっていうのも別でいいのか、そこをちょっと確認したいなと思いました。これが事実なのつったら事実だなって手挙げるけど、じゃあ3条の1号としてどうなのってなると、ちょっと違ってくるかなっていうところはある。

○下山局長 最終的にその審査報告書をまとめるにあたって、まずはその事実があったのかどうか、どこまでが事実なのか、それを踏まえてどういう行為が行われていたのかっていうのを、順を追って報告書にまとめる必要があります。それがもう結論ありきで、3条1号に違反する、違反してないってなると、その辺の前段が全て端折られてしまうので、順を追って内容を審査会として整理していただいて、その上で結論を導いていただくように整理していただければと思います。まず最初の、その3番の黒ぽつの最初の部分に関しては、基本的にこの内容に関してはその通りという中で、茂木委員がおっしゃっていた、事実と異なる文章の表現、こちらの部分がちょっと整理が必要という中で、ではどこが事実と異なる文章なのかというのが、当然、その後の政治倫理基準違反の存否があったかどうかっていう部分につながりますので、どの部分が事実と反するのかっていうのを整理していただくのがよろしいかと思います。その中で、今の茂木委員のご発言があったものと考えております。よろしくお願いします。

○柿沼委員長 それでは、局長からご指摘がありました事実と異なる文書、これを皆様と出し合っていただきたいと思います。先ほど茂木委員が言っていただいた3番と4番のことですかね。

○茂木委員 私がお話ししたのは、3番と合わせて、広報委員、広報編集委員かつ広報紙の部分で間違があるということを申し上げたつもりでいます。特に倫理規定違反と思われる文章の標目の3番でございました。議員の中にはという、先ほどもお話ししましたが、その議員は存在しないということが現段階で分かっています。このことに関して、これは事実ではないということで私は認識をしております。いない議員が言ったことっていうのを大谷議員は、大谷議員の言葉を借りると弁明ではニュアンスでという話をしてました。ニュアンスで議員を1人増やしていいんですか。ニュアンスで勝手に偶像として議員を1名作り上げて、自分の意見に合うように、自分の意見と反対になるように操作をして、その人間を確立させていいものなんですか。これは非常に私は疑惑を持たれる行為だと思います。皆さんが言っていないのに言ってる議員がいるということですよ。私はそのことに関して非常に不快感を持ちます。AIでもないのに、新しい人間を、新しい議員を大谷議員は作ったということです。その作った議員に自分のニュアンスで代弁させているということですよ。そのことに関して、町長の提案したことだから賛成しますという人間はいなかったということが事実としてあるわけです。そういう一般質問でもそういう議員がいますというのはいないということです。これは事実に反するということではないのでしょうか

か。

○柿沼委員長 それでは、そのことについてもっと深掘りしたいと思うんですが、ちょっと時間が押してますので、1回休憩したいと思います。では、10時35分から再開したいと思いますが、お願ひします。

(暫時休憩)

○柿沼委員長 それでは休憩を閉じて再開いたします。先ほど事実と異なる点について茂木委員からご指摘がありましたが、それについて、ほかに事実と異なる文書があるのかどうか、その茂木委員の指摘したことだけがよろしいでしょうか。他にあれば。それでは、事実と異なると明らかになるのが茂木委員の指摘した点がよろしいでしょうか。では、もう一度、茂木議員に事実と異なる文書っていうか、指摘した点をもう一度、あれですか。もう一度。いいですか。それでは、この文章で正しいということで認定してよろしいでしょうか。この文章が正しいということで賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○柿沼委員長 挙手多数で決定いたしました。2個目の黒ぼつなんですが、これについては、ご意見ありますか。ないですか。金子委員が読んだ方がいいんじゃないかということで、じゃあお願ひいたします。事務局。

○下山局長 それでは、3番の2つ目の黒ぼつを読み上げさせていただきます。

「当該チラシが配布された事実を確認し、議長に報告を行ったところ、令和7年7月4日に大泉町で行われた行事の後、10名の議員とチラシ配布の件で大谷議員からの報告の場が設けられた。その中で大谷議員は、すでにチラシを読んでいた数名の議員からチラシの内容について注意と抗議を受けたが、その時点ではまだチラシの内容を確認していない議員もいたため、令和7年7月5日に改めてチラシを大谷議員に持参させ、再度協議を行うこととした。」以上です。

○柿沼委員長 この件についてご意見ありますか。ないようですので、この文書に対して賛否を取りたいと思います。このことについて賛成の議員の方は挙手お願ひします。

(挙手全員)

○柿沼委員長 挙手全員であります。では、次の黒ぼつですけど、局長、お願ひします。

○下山局長 では、3つ目を読み上げます。

「令和7年7月5日、町印プラザにて全議員での協議の場を設け、チラシの内容を確認したところ、大半の議員からチラシに記載されている内容が事実と異なることや、議会広報編集委員会及び町議会に

対する侮辱であることを指摘され、チラシを修正して改めて配布することなどの対応が要求されたが、大谷議員から明確な説明と今後の対処方法が述べられ述べられなかつたことから、他の議員から再度協議を行うことが要求された。」以上です。

○柿沼委員長 この件について、他の議員から再度協議を行うことが要求されたということなんですけど、これはどなたが言った。これについてご意見ありますか。橋本委員。

○橋本和之委員 今ちょっと委員長が述べられたところなんですけど、ほかの議員から再度協議を行うことが要求されたっていうの、なんか事実が分かる方がいれば話された方がいいと。ここで話した方がいいかなとは思います。そうじゃないと、やっぱり手があげづらく、合ってますか合ってないかっていうところの挙手になるので。

○大澤委員 そういう部分で言うと、その前段の、改めて配布することなどの対応が要求されたかっていう部分についても、ちょっと誰が要求したのかっていうことの確認がしてほしいなと思いますが。

○金子副委員長 多分、チラシを修正して改めて配布することの対応が要求されたっていうのは、多分私が言ったような気がします。何度かそれは言ったような気がします。この全協の場でも言ったような気がします。

○柿沼委員長 金子委員が要求したと。では、協議を行うことを要求されたということも金子委員ということも金子委員ということかな。

○金子副委員長 これは議長か誰かが言ってたような気もしなくもないんですけど。

○柿沼委員長 チラシの修正とかなんとか、金子委員が言ってたような私も気がします。

○茂木委員 言った言わないの水掛け論になってしまったりとかっていうのはあるのですが、私もこの場において、その時に、確かプラザの時間がもうかなり押していたので、ある程度早く切り上げないといけないということになり、まだ私たちが残っていましたが、係の方の時間もあるのでというので、そろそろ閉じようと言った時に、これだとどうにもならないので、再度協議を行うか、話し合いの場を持った方がいいのではないかという意見が出たのを記憶しています。ただ、それが誰だったかと言われると、私もちょっと定かではないのですが、数名の方から、これは議会改革なり、他の話し合いの場なりをも持ってやった方がいいのではないか、そうだよね、確かにそうかもしれないというような話は出たと記憶しています。ただ、先ほどもお話した通り、どちらのどの議員の方がと言われると、私もそこまで記憶が定かではないので申し訳ないのですが、お伝えできることはできません。

○柿沼委員長 この件については、厳密にはどの議員っていうのは明確にはできないっていうことなんですけども、その場の収集するところでね。よろしいですか。

○下山局長 このチラシを修正して改めて配布することの対応を大谷議員に要求した部分と、再度協議を行うことを要求された部分のその発言はそれぞれで、それを大谷議員は了承したということが事実として認定するっていうことによろしいんでしょうか。

○金子副委員長 了承してなかったんですよね。

○柿沼委員長 大谷議員は、明確な答えは、言ってないよね。何も述べられなかった。ただ一方的に言われてたんだよね。

○下山局長 チラシの修正を要求したが回答がなかったため、再度協議を行うことになったというような形の認識によろしいんでしょうか。

○柿沼委員長 茂木委員。

○茂木委員 その時に、先ほどのお話がありましたが、金子副委員長がチラシの修正を改めて配布することなどの要求されたかというのは、多分私も一番最後の3行の部分はどうにもおかしいと思うので、修正をしてほしいという意見は述べています。ただ、その時に、この次のあの文章ですが、大谷議員から明確な説明と今後の対処方法が述べられなかっただというのは、先ほどもお話ししたように、時間が迫っていて、もうそこを閉めなきゃいけないという状態になっていたので、決を取るとかそういう形ではならなかったと記憶しています。その時に、大谷議員もわかりましたっていう了承もせず、いや、これは違うと思いますという意見も確かに述べていなかっただと記憶しています。なので、こちらにあるように、大谷議員から明確な説明と今後の対処方法が述べられなかっただというのは、確かにその通りだと思います。ただ、先ほどもお話ししたとおりに、その次のほかの議員から再度協議を行うことが要求されたというのは、要求されたことは私も記憶しているのですが、このほかの議員が誰かと言われた場合には、私には答えられないということです。

○柿沼委員長 この件についてご意見ありますか。

○下山局長 では、その最後の部分の発言者ははっきりはしないけれども、記載の内容のやり取りがあったという事実は事実としてよろしいでしょうか。問題ないでしょうか。

○柿沼委員長 議員名はここでは明らかにすることはできませんが、大筋この内容で正しいということによろしいでしょうか。橋本議員。

○橋本博之委員 まず、再度協議を行うことを要求されたことによって、次の黒ぼつに行っちゃうんですけど、そこで議会改革を開いてるわけですから、要求されたことによってこれが行われてるわけですから、要求はなってるんだと思います。

○柿沼委員長 事実、改革であるから要求されたことは事実であるというご意見です。では、この内容について賛成の方の挙手をお願いします。挙手全員、多数でいい。微妙。もう一度。ちょっと手がはつきりしなかったので、この件について賛成の方の挙手をお願いします。正しいかどうかについて挙手をお願いします。

(挙手多数)

○柿沼委員長 多数ということで。では次。また局長、お願いします。

○下山局長 それでは、4番目になります。

「令和7年7月7日に修正されていないチラシが再度配布されている事実を確認したため、令和7年7月15日に開催された議会改革推進特別委員会において、大谷議員に対してチラシの再配布の事実を追求した結果、当初は配布を行っていないと答弁していたが、その後に発言を翻して、前木地区の利根川用水沿いの住宅に追加でチラシの配布を行ったと認めた。」以上です。

○柿沼委員長 この件に対しては事実であるということでよろしいでしょうか。ご意見ありますか。

○原口委員 確か、7月15日の改革の中で、大谷議員は広報委員会に対して謝罪したような気がするんですよ、そこに関しては。なんで、そこを入れないとちょっと事実と違うんじゃないかなと私は思います。

○柿沼委員長 広報委員会に対して。

○茂木委員 肉付けするのではなくて、これは、ここに書かれていることが正しいかどうかを判断する場であって、この出されたものに足してくれということではないのでしょうか。

○下山局長 今までの会議の中で、文書に関しての内容の確認はもう終えているかと思うので、その内容の審査についてご協議いただければよろしいかと思います。

○柿沼委員長 では、文章の点だけをお願いいたします。では、これが妥当であるということに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○柿沼委員長 挙手多数になります。次ですね。また、局長、お願いいたします。

○下山局長 それでは、次の内容になります。

「大谷議員が発行したチラシに対し、各議員からの質問と内容の訂正の要求がされていたにも関わら

ず、明確な回答と内容訂正等の対応を行わないまま、当初と同じチラシを配布し続けていた。」以上です。

○柿沼委員長 この件に対してご意見等ありますか。では、この文章が妥当であり、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○柿沼委員長 挙手全員であります。では、次、お願ひいたします。

○下山局長 「町執行部の事業の進め方について、議会全員協議会等において数回に説明されていたにもかかわらず、必要な情報の記載を省き、町執行部があたかも強引に事業を進めているように印象づける文書を掲載し、町民に行政に対する疑念を持たせた。」以上です。

○柿沼委員長 これについてご意見ありますか。これはあれですかね、必要な情報を省き。橋本議員。

○橋本和之委員 これ、事実か事実じゃないかの認定で、今手を挙げてる最中なんだけども、これもなんかすごく、人によってなんか感じ方が違うかなっていう気はするんですよね。全体として、例えば私と酒巻議員でも捉え方がちょっと違うから、全体の事実としてってなると、どうなのかなっていう気はちょっとしてるんですけど、単純に。

○柿沼委員長 これはどの場か忘れちゃったけども、副町長がそのチラシに関して、必要な情報の記載を省いたところについてちょっと遺憾の意を表明したっていうのは事実ありましたので。それが正しいか正しくないか、それは皆さんのご判断だ。いずれにしましても。

○下山局長 この前段の町執行部の事業の進め方について、議会全員協議会等において数回説明されていたにもかかわらず、必要な情報の記載を省いて掲載したというところまでは事実認定でよろしいんでしょうか。

○柿沼委員長 これについては、事実認定についてご協議いただきたいと思うんですけども。原口委員。

○原口委員 確か17日は、畠中議員と大谷議員に聴取した結果から言いますと、2人とも全協の場では言ってなくて、個人的に調べたとかそういうことで、事実、過去の経緯がありましたよということを述べたと思うんですよ、特に畠中議員は。大谷議員の意見とかでは、全協とか委員会ではまあ説明がなかった、なんで議会として説明受けてないっていう意見だったと思うんですよ。なんで必要な情報っていうのが言われてないっていうのは私は事実だと思います。

○柿沼委員長 大谷議員の主張が正しいということですね。

○下山局長 仮にその全員協議会等で説明がされていなかったということになれば、その後に続く町民に行政に対する疑念を持たせたのつながりが失われる気がするんですが、その辺いかがでしょうか。

○茂木委員 私が持っている中の資料として、令和7年2月17日月曜日、議会運営委員会の終了後に行われた全員協議会において、こちらのスケボーパークの件と東部の件は話が出ています。その時に、今の柿沼委員長か、質問をなされています執行部の方との話をしておりますし、こちらに書かれていて、今回話には上がっていませんが、東部住宅団地拠点整備事業の件に関してもこちらで畠中議員であるとか金子議員、橋本和之議員が質問に挙がっています。また、この後の質疑として、スケボーパークの件に関しても、該当する課長の方からのお話と室長からのお話が出ております。これが2月の17日の全協の場で出されています。このときの質疑は柿沼委員長がなさっています。このことに関して、柿沼委員長は、スケボーだと思うんですけど、全国大会、例えば使えるような競技大会っぽくするのか、その辺はどんな施設なのかというような中身の内容のお話についても質問をされます。それに関してお名前を出してよろしいですか。

○柿沼委員長 結構です。

○茂木委員 遠藤室長が、国際大会ができるようなものがあればいいのですけどということでご答弁なさっています。そしてまた、柿沼委員長の質問に対して、大川都市整備課長がご答弁をなさっています。つまり、2月の段階でこのような形で出ているということ、それと、こちらにあるように、チラシの中にあるように、前回もお話ししましたが、スケボーの人口がどのくらいか尋ねたとかっていう、書いてありますが、その件に関しても、この全協があったのが2月です。このチラシが出されるのは7月です。その間に、私はこの前大谷議員から言われたことがあります。調べることも議員の仕事ではないと言わされたんです。なので、先ほどの畠中議員の話と同じように、裏付けも取らずに載せたということだと私は認識をしました。なので、こちらにあるように、必要な情報の記載を省きというのは、確かにその通りなのではないかと私は考えます。

○金子副委員長 2月17日の公園整備事業の説明の中で、自分の中に大谷議員が質問をしていることが書いてないんですけど、してましたっけ、この中で。してないよね。したのは柿沼議員と自分かなしか書いてないんですけど、その時大谷議員はしてなかったような気がしますよね。

○下山局長 事務局で作成した当時の会議録からすると、質問者は柿沼議員、金子議員の2名という記録になっています。

○柿沼委員長 2名のみというお話です。スケートパーク。

○金子副委員長 スケボーパークについては。となると、人口はどのくらいあるかとかはどこで聞いたんでしたっけ。本会議かなんかで聞いたんでしたっけ、これは。競技人口はどのくらいあるか尋ねたと

ころって、回答ありませんでしたっていう。

○柿沼委員長 予算審査で聞いてると。

○金子副委員長 まず、そうなると、2月17日にこういう案件が出るっていうことで説明があって、その中に疑念を持ったんだったら、この時に何か質問すればいいことではないかなと思います、2月17日の中に。後出しじゃんけんだって一生懸命主張してたんですけど、これこそ後出しじゃんけんになるのかなとは思います。

○柿沼委員長 では、説明されていたという事実認定でよろしいでしょうか。2月の全協と3月予算審査の時の説明。

○金子副委員長 3月の時は、だから答えが出なかった。

○柿沼委員長 3月は答えてなかったんだっけ。議運の方でも、その町執行部の事業の進め方の議事録を精査したところ、議会運営委員会で説明について確認したところ、妥当であるという、議会運営委員会では、その町執行部の説明はおかしなところはなかったという結論は出させていただいております。

○橋本博之委員 議運の中でも図られたということなんんですけど、私議運の委員じゃないんで中身についてはわからないんですけど、大谷議員はその場にいたということでもいいですか。その場にいて質問ができる状態にはあったんですか。ちょっと議員の中身について私分からないんでここで確認させてもらいたいんですけど、その説明を受けた後、委員の中から質疑等はできるんですか。

○柿沼委員長 内容については疑義はなかったと。そういうことでいいんだよな。会議の席、確認とったよね。

○金子副委員長 私はこの間から議運のメンバーになったんですけど、1つ1つの説明はなく、どういう案件が何件出ますぐらいしか説明はなかったから、この時にスケボーパークがありますとか東部住宅団地がありますとか、そういう説明はなかったのではないかと思います。なので、質問も出ないっていうのがなるのかな。他のメンバーの人に聞いてみてももらいたいんですけど。

○橋本和之委員 慣例というか、質問できなくはないと思うんですけども、流れとして、議運を開いて、こういうのを議会の定例会で挙げますよと、詳しい質問はその後の全協があって、全協で皆さんに説明するので、二度手間になるっていうかね、そういうところが慣例としてあるかなというのが思い、思われます。それなんで、そんなに議運では質疑はそんなに行われないです。その後の全協で詳しい話が出てくるという形でしょうかね。

○下山局長 先ほど柿沼委員長がお話しされた議運でのやり取りの関係なんですけれども、こちらに關

しては、本年7月の31日の政倫審の終了後に執行部から、正確には町長から議会議長に対して出された抗議文に対してどのように対応するかというところでの内容に関して議運を開催して協議しております。その中で、まず前段として、事務局の方からこれまでのスケートパーク関連の質疑の経過をまとめさせていただいた資料を皆さんにご覧いただいている。その中の記録としては、同年2月17日月曜日の全員協議会で東部住宅団地拠点整備事業、それから公園整備事業について執行部から説明があって質疑が行われたこと、また、3月11日の令和7年度予算審査特別委員会においても所管が、都市整備課の執行部説明の後に質疑が行われ、ここでスケートパークに関する質疑が大谷議員から行われていること、また、3月14日の3月定例会本会議の最終日において、令和7年度千代田町一般会計予算の討論の際の大谷議員の反対討論の内容について報告をさせていただいている。その後も、5月19日の全協では、プロポーザル方式の契約候補者選定委員会の審査結果報告の内容、また、7月17日の全員協議会では、スケートパーク整備に関する工事契約の締結に関する所管課からの説明の内容、これらを説明させていただきました。最後、7月25日の議会臨時会の際の、工事請負契約の締結に関する議案における執行部説明の内容も載せさせていただいている。この際にも、大谷議員からの説明と都市整備課長からの回答がありましたので、その内容も掲載をさせていただいている。これらの質疑経過の内容を一通りご報告させていただいたのち、最終的にその抗議文に対する対応を議運で協議を行っております。その際には、大谷議員からは、抗議文について対応することはおかしいのではないかというような、議会に対する越権行為ではないのかというようなお話をされていますが、一応そのようなやり取りは一通りした上で、議会運営委員会の副委員長として大谷議員も同席された上で、以上の内容と委員会での質疑応答も行われている記録が残っております。

○柿沼委員長 今局長から説明されたように、その2月17日の議事録、また3月11日、14日、その辺の議事録を、委員皆様と一緒に質疑、答弁等確認した上で、その中身についてはなんら問題ないよねというのを共有したと思います。では、何かありますか。橋本委員。

○橋本和之委員 この黒ぽつ、今やってる、何問目なんだろう。6の下から2番目も1番下もそうなんですけど、最後が例えば疑惑を持たせたとか不信感を持たせたって、これも感覚なんだよなって思っちゃうんですよね。これがだから正しいのか正しくないのか。正しいじゃないな、事実か事実じゃないかとなると、不信感を持たせたかもしれないとか、疑惑を持たせたかもしれない、疑惑を必ず持ったかっていうと、持たない人もいるだろうし、不信感を持たせた、持った人ももちろんいるだろうけど、これについて、例えば決をとって決めるんだって言えば、それはそれで構わないんですけど、事実なんだっていうのを認定すべき項目なんかっていう気がどうしてもするんですが、どうなんでしょうか。確かにそういう人が多いかもしれない、

○下山局長 今、橋本和之委員がおっしゃるように、それぞれの文章の後段、その訴える内容に主観が含まれている文章があるかと思いますので、そちらの主観に基づく記述の部分は除いた上で、実際に行われた行為の部分だけを残した形で事実認定をするという形にするのがよろしいのかなという風には思いますが、いかがでしょうか。

○柿沼委員長 では、ご指摘のあったように、疑惑のところは、主観が入るのではないかということで、そこは省いた形で。なんかおかしいんだけども。その点についてですね。なんて言うんだろうな。茂木委員。

○茂木委員 そうなりますと、こちらの方は強引に事を進めているように印象づける文章を掲載したということでおろしいですか。

○柿沼委員長 そういうことになりますよね。茂木委員。

○茂木委員 その件に関してですが、この会議の中でも大澤委員がお話ししていますが、このチラシの中に断定系が多いということがあります。例えばですが、こちらの方に、「建設を進めているということになります。」「1億円では重さが違います。」このような断定形というのは、私は、この事業を進めているように、あたかも強引に事業を進めているように印象づけるというのを印象付けてるということを思いますので、この橋本和之委員がお話しするように、町民に行政に対する疑惑を持たせたのは、確かにそうではない方もいらっしゃいますし、そういう方もいらっしゃいます。こちらは私達には計りかねないので、その前の段階の文章を掲載したというところで切るのが妥当ではないかと思います。

○柿沼委員長 そうしますと、これは削除、削除っていうのかしいか。では、主観のところは抜きにして、文書を掲載したというところまで、これはそのようなことであるということでおろしいでしょうか。挙手を。

○下山局長 一応確認なんですけれども、この下から2番目のポツで、町民に行政に対する疑惑を持たせたであるとか、最後の部分で、チラシを読んだ町民に町議会への不信感を持たせたとあるんですけれども、こういった訴えが町民から実際に受け取った方がいらっしゃるか、あるいはそういった事実を確認されてる方がいらっしゃるのかどうかだけをちょっと確認取らせていただければと思います。そういった声が届いている事実があるんでしょうか。

○茂木委員 私の支持者というか知り合いの方からはこのようなチラシが届いたのだが、本当なのだろうか、町はこのようにいい加減に作っているのかという話は私は受けました。その時にその方がおっしゃっていたのが、東京都の1億円と千代田の1億円で重さが違うってどういうことなの、それに関して教えてほしいよっていうふうに質問をされたことは事実です。また、議会広報紙に関しても、議会広報紙、一生懸命茂木議員やってるのは知っているし、力を入れて、あそこに書いてありますよね、町民との架け橋って書いてあると思うんですけど、それで、一生懸命やってるのは知ってるけど、中に町の執行部の人が介入しているのとは聞かれました。その件に関して、私は広報委員としてそのようなことはないということをお話ししました。あくまでも広報紙は議会広報紙であり、町の広報紙ではありません。広報委員会が責任を持って、先ほどもお話ししましたが、くどいようになって申し訳ございませんが、先ほども言ったように、町民から取材をしてインタビューをさせていただき、写真を撮らせていただいて、町の事業であるとか議会のことを知ってもらうための広報を私は一生懸命作っているつもりです。

そのことに関して、支持者の方からそのように言われたことは非常に遺憾でした。そのことに関しては、1名ではないので数は控えさせていただきますが、どういうことなのというのは意見としていただいています。なので、広報紙を持って説明に伺いました。ただ、その方たちが言っていたのは、これは私の意見ではなく、その方の意見です。そしてその方、申し訳ないですが、私は個人情報などで明かすことはなくていいと思うんですが、その方は、一般会計予算に反対するのはいいけど、こういう紙を出していいの、だって、ここに千代田町議会議員大谷純一って載ってるじゃない。これみんな知ってるのっていう不安になったような形の言葉をいただきました。私は、変な話で火消しというのは言葉が悪いですが、一般会計に反対することは、何度も言いますが悪いことではありません。なので、大谷議員の行ったことは別に私はいいことだと思っています。町に対して一石を投じるという意味でもいいと思っています。その、そのことに関してこのような、大谷議員はビラと言ってましたが、ここではチラシと言わせていただきますが、チラシを作ることも配布することも特に問題ないのではと私は考えています。しかし、そこに虚偽があった場合です。あくまでもその方の意見として私は皆様にお伝えしますが、私はその件に関して何件かを回って、そうではありませんということをお伝えしてきました。なんで、こちらにあるように、町民に行政に対する疑念を持たせたであるとか不信感を持たせたというのは私の中では非常にあります。その通りだと思っています。

○柿沼委員長 金子委員。

○金子副委員長 今回配ったチラシを読んだ町民からのこう意見を何件かこう聞いてきたんですけど、やっぱし疑念を感じてる町民がたくさんいて、まあその中の意見で、このような進め方で町はお金を使っているのかと感じた、こういう意見がありますね。これ、疑念を感じさせてますね。そんなにすぐに決められるなら早く道を直してもらいたい。ちょっとこれも疑念を感じさせてますね。町民の方に強引なやり方だなと感じた。これもそうですよね。前の町長と同じことをしている。迷惑です。前の町長っていうのはお父さんのことでしょうね。これは町もおかしいが、止めないで何もしない議員も悪い、議員に対して疑念を持たれてますよね。ちゃんとやってるのに、こういうチラシを出されて何もしない議員も悪い。議員が悪いことになってますね。もっと福祉やバスのことにお金を使ってほしい。これ関係ないんですけど、こんなことやってないでもっとバスを増やせってことですよね。あと、見たくもないのを捨てた、配った議員と関わりたくない。そういう意見もありますね。議員が議員の悪口を言つてるようを感じた。しっかりしてほしい。これもやっぱし議員が内輪揉めしてて、そんなことやってる場合じゃないだろっていう意見だと思います。また、そういうつもりで取材に受けたわけではない。本当に嬉しかったただけです。これはたまたまいいねって言ってくれた子どもに当たったんですかね。本当に嬉しかったことをただ取材で言つただけのことをこういう風に書かれるのはちょっと残念だったってことですね。舞木の友達と何人かで話したが、町はおかしなことをしていると感じた。これ、行政に対して疑念を感じさせていることですよね。本当にこうしたやり方なのか。これもそうですよね、疑念を感じさせてますよね、このチラシを読んで。若い子が集うのは嬉しいが、進め方がおかしい。これもそうですね。そういうような、こう疑念を抱かれてるようなチラシだっていうことに、こう読んでもらうと、感じますね。これに対して、また行政の方からもちょっと聞いたんですけど、町の将来像を考え努力していますが、残念です。行政の方、執行部ですね。事業の進め方ですが、行政が勝手に進めたような書

き方だと感じた。評価をされないのは仕方ないが、とても残念です。次が、事情があったため、予算化するのに時間が短かったが、精一杯の説明に努めた。まあ、事情があったのでしょうか、なかつたって言えなかつたところもあったと思います。それに対して、突っ込むっていうのがおかしいかなあと、子ども議会での陳情からの検証を進めていたが、あのような表記にがっかりした。まあ、後出ししゃんけんじゃなかつたっていうことですよね、これはね。っていうことを町民と関係している行政の方からちよつと聞きました。

○柿沼委員長 実際に町民にその疑惑を持たせた事例があったというご報告をいただきました。では、この文書に対して賛成の方の挙手をお願いいたします。茂木委員。

○茂木委員 つまりは、これは、こちらのこの文章をこのまま今から採決をなさるということですか。それとも、町民に行政に対する疑惑を持たせたというのを削除した段階の文章を印象付ける文章を掲載したっていうことで削除した文章を今採決するということですか。どちらなんでしょうか。

○柿沼委員長 お諮りいたします。どちらがよろしいでしょうか。

○橋本和之委員 もう出てるからあんまり削除しない方がまずいいんじゃないかなっていうのが1つと、あと、実際に今お話を聞いてる実績としては上がっているので、実績ありましたっていう回答にはなるのかなっていう気はしましたけども。

○柿沼委員長 削除しない。では、削除しない形でよろしいでしょうか。採決して。では、この文書で採択というか、それでよろしいということに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

○柿沼委員長 挙手多数です。では、次に行きます。局長、お願ひいたします。

○下山局長 では、最後になります。

「議会広報編集委員会を侮辱した文章をチラシに掲載し、同じく町議会の批判を伺える文章を掲載した結果、チラシを読んだ町民に町議会への不信感を持たせた。」以上です。

○柿沼委員長 これはあれですか、不信感を持たせたっていう事例について茂木委員や金子委員からご報告がありましたけども、そういう事実でよろしいでしょうか。質問ありますか。では、なければ、この妥当であるということで賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○柿沼委員長 挙手多数であります。では、4番お願ひいたします。

○下山局長 その前に、ただ今の結果を踏まえまして、事実に関しては、列記されたこの内容をまとめた形で審査報告書の方には掲載をさせていただきたいと思います。その内容については、また最終的に委員各位にご確認をいただきたいと思います。

では、続いて4番、上記事実が政治倫理基準違反であると疑う理由についてでございます。内容としまして、「大谷議員は、町民の代表として正確な情報を伝えるべき立場にも関わらず、個人で発行したチラシに事実と異なる文章を掲載し配布したことにより、町民に町執行部や町議会に対する疑念を抱かせたこと、また、当該チラシに議会広報紙及び議会への批判を掲載し、議会の品位と名誉を著しく損なわせたため。」でございます。以上です。

○柿沼委員長 局長から読んでいただきましたけども、この件に関してご意見ありますか。なしてよろしいですか。では、今までの、ご議論いただいて、事実と異なる文書を掲載し、議会の品位と名誉を著しく損なわせたという文章なんんですけども、そういうことで、この内容で妥当であるということに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

○柿沼委員長 挙手多数。よって、政治倫理基準違反であると認定されました。

○橋本和之委員 最初に決めたのは忘れないでください。仮の認定ということで。

○柿沼委員長 あくまでもこの案件については、委員会ではなりましたけども、これについては一応念のため弁護士さんに内容を見ていただくということは先ほど言いました。最初に了承得てますので。そうすれば局長、ここで終わらせていいの。政治倫理要綱では一応、認定であるということの報告を議長に報告するのが権限なんんですけども。

○下山局長 政治倫理審査会の役割としましては、政治倫理基準に違反する行為があったかどうか、また、どの基準に違反していたかどうかの結論を出すまでが基本的な役割となります。その報告を議長にした上で議長が必要な措置を講ずるという流れになりますが、政治倫理基準違反があったと判断した場合においてその議長がとるべき措置、こちらについて勧告をすることは、権限として有しておりますが、参考意見として意見を付するというか、そういった形で、どういった処分と言いますか措置を取ることが妥当であるといったような意見を付けることくらいは、ほかの政治倫理審査会の事例でも見受けられますので、その辺まで踏み込んで報告書を作成するかどうか、その辺についてご協議をいただければと思います。意見を付けるかどうか、あるいは意見を付ける場合において、どのような措置が妥当であるかどうか、その辺についてご協議いただければと思います。

○柿沼委員長 それでは、3条の1の政治倫理基準に違反すると結論出ましたが、局長が言われたように、審査会としては実際ここまでなんですが、ほかの政治倫理審査会では参考意見まで踏み込んでレポ

ートを出しているという事例がございますので、局長が言わされたように、委員会としては参考意見を付けるかどうか、皆さんのご意見を伺いたいと思いますが、お願ひいたします。

○橋本和之委員 そのリーガルチェックのところの話なんですけど、どこで入れるんだろうと思って、今、とりあえず仮だなってちょっと思ってるんですけど。そこで、仮でどんどん進めていっても私はいいと思うんですよ。全部文書まで作ってって、それ用意しとくってのは私はいいことだと思うんですよ。どうしても期限が迫るので、それなんで、どうなのかなって。もちろん、例えば処分の具申までこちらの方で決めるのも別に悪くはないと思うんですけど、それも含めて、例えばリーガルチェック入れても構わないと思うんですが、私は、政倫審のこの会として、一応弁護士の見解も踏まえた中で出した方がいいかなって気はするんですけども。だから、文章とか作成をしながらも、弁護士のリーガルチェックをかけて、そこで最終的には修正したものを、修正するんであれば、修正したものを議長に出すっていう方がいいかなとは思うんですが。

○柿沼委員長 委員会としては。茂木委員。

○茂木委員 私の考えなんですが、あくまでもこの政治倫理審査会の委嘱状をもらったのは私たち委員なので、それ以外の方がつべこべ言う資格は持ち合わせてないと考えています。なので、今仮に決まったことがある程度の文章で、ある程度の文章は言葉が悪いですね、申し訳ございません。しっかりとした文章で見ていただけるような状態に清書したものに私たちの委員の見解をつけて見ていただくんだったら、その段階で見ていただくという形をとった方がよろしいのかと思います。この場はあくまでも議長から、私達が委嘱を受けているので、外部の弁護士の方に何かこうアドバイスをいただくというのはそのところではないのではないかと考えます。

○柿沼委員長 私も、アウトプットの段階で見てもらえばいいだけで、その意見まで途中の段階で具申される必要はないという風に思いますが。じゃ、その点について、賛否取っちゃった方がいいかな。皆さんの意見聞きましょう。では、橋本委員はその参考意見をするかどうかまで含めてやった方がいいですか。

○橋本博之委員 参考意見は別に必要ないのか思いました。先ほど茂木議員と同じで、外部に、我々だけでやってるわけですから。リーガルチェックは必要かもしれないです。

○柿沼委員長 アウトプット受けた後見てもらうっていうことでよろしいですか。原口議員は。

○原口委員 私も橋本和之議員と同じで、結論を出してから例えば第三者的にどうのこうのってやると大変になるんで、結論を出す前に1回見てもらう、クッション入れてもらった方がよろしいんじゃないかなと思うんですよね。その方が間違いが減るんじゃないかなと思います。

○大澤委員 私もちょっと事前に見ていただく方がいいのかなと思うんですけど、今これは仮ですよっ

て言っているのは、後ろに傍聴に上毛新聞の方もいらっしゃっておりますので、ここでこの会議を聞いて傍聴しておりますので、委員の皆さんの中でそういう風に決まったんだと、明日の朝刊にも出ちゃうような勢いではちょっとまたね。そうでなかったかで、それでいいのかどうかも含めて、私は確認して、勇み足にならないのも1つ大事かなっていう感じはしています。

○酒巻委員 私も、この今日の会議が始まるときに、あくまでも今日は案ですという部分があったので、我々でこう進めていくことは進めていく必要はあるけど、やはり弁護士さんの見解という部分も同時に聞いていくという形で行った方がいいのかなという風には感じてます。

○橋本和之委員 私は言い出しちゃなんであれですけど、当初から、政倫審自体が始まるところから少しリーガルチェックの話はさせてもらっているんですが、もう少し大きな自治体、県とか政令地方都市とかはもう入れてやってたりするところもあるので、さっきちょっと出ましたけど、明日上毛新聞の朝刊に出てから訂正とか修正とかをするんだとよろしくないので、ここはとりあえず明日新聞には出さないでくださいとお願いするしかないなと思っているんですが、その間に、正式文書とする前は入れた方がいいと思うんですよね。我々も政倫審は初めてやることですから、どこまでのものかっていうのも分からぬので、私は入れた方がいいと思ってます。

○柿沼委員長 今日の会議はあくまでもリーガルチェック入れてないので、あくまでも最終ではないですよということで、その辺は報道機関も理解してもらえると思うんですけどね。

○金子副委員長 とりあえず、今日結論が仮に出てるわけですよね。その内容をまとめたものを、レポートを作って、それを確認してもらえばいいわけですよね。そうしましょう。

○柿沼委員長 あくまでも今日我々が議論した内容というのはあくまでも仮ですので。それでは。

○下山局長 そうしましたら、本日のその事実認定した内容と疑う理由の部分、その辺はご審議いただいた結果で掲載するとして、さらに仮の結論として、要綱における政治倫理基準の3条1号に違反するという仮の結論を入れた内容で、委員会としての意見は付けない形の内容で確認していただくということでおろしいでしょうか。

○金子副委員長 でしょ。レポートは。

○柿沼委員長 レポートは。では、決取ろうか。では、参考意見を付けるということに賛成の方の挙手をお願いします。

○金子副委員長 参考意見。参考意見。

○柿沼委員長 参考意見。議長に。違うんだっけ。

○下山局長 この議長が取るべき措置に対する委員会としての意見は付けない形で、政治に基準に違反しているものと認定するという部分まで、その審査報告書の内容を弁護士に確認するということでよろしかったでしょうか。

○金子副委員長 要望。議長に要望も書くってことですか。

○柿沼委員長 茂木委員。

○茂木委員 質問なんですけど、ということは、橋本和之委員の言うリーガルチェックが終わってから付けるということになりますか。

○金子副委員長 その前がいいんじゃない。

○茂木委員 リーガルチェックをしてから、私たちの意見としてどのようなものいたらいいのではないかという、議長に提出するという文章を後日付けるということでよろしいんですか。

○柿沼委員長 審査会としての参考意見を出した上で、それも正しいかどうか見てもらった方がいいんじゃないかな。

○下山局長 その内容はどのタイミングで決めていただけるんでしょうか。

○金子副委員長 これ、終わったら作るのでね。今日帰ってから作るんですね。

○柿沼委員長 それはどう取り計らったらいいですか。

○茂木委員 多分、今の状態だと3つある気がするんですね。このまま、今仮の案なので、仮の案をリーガルチェックしていただいて、それをそのままいい状態であれば議長に提出をして、私たちの意見を付属しないというのが1つと、もう1つは、チェックを受ける前に、仮なので仮ということで、仮の、なんて言うか。

○柿沼委員長 参考意見。

○茂木委員 参考意見。仮の参考意見を仮の状態で付けたものを全てチェックを受け、その後議長にお示しするのがいいのか。もしくは、今の段階で意見を付けずに違反していたという事項のもののみをリーガルチェックしていただいて、これも案の段階ですから、後日もう一度話し合いの場を持ち、意見をつけて議長に提出するかのどちらかになる気がするのですが、それって合っていますでしょうか。

○柿沼委員長 合ってると思います。いろんな選択肢があると思うんですけども、どれがよろしいでしょうか。

○茂木委員 橋本和之議員はどれがよろしいとお考えなんでしょうか。

○柿沼委員長 橋本委員。

○橋本和之委員 明確なものはないんですけど、別に私、意見書をここで作っちゃって、そのままリーガルチェック受けるんでも私はいいと思いますよ、別に。あとはさっき本当に茂木委員がおっしゃった通りで、リーガルチェックを別に何もしないで、あとは議長、政倫審の考えはこれなんでお願いします。議長が何かしらのものを下すんだと思うんですけど、そこまでするのか、その意見書を付けるかどうかだと思うんですよね。意見書も付けた段階でリーガルチェックするのかしないのか。リーガルチェック終わった後に、これくらいが妥当かねって意見書を作るのかっていうところだと思うので、別にそれはどうでもっていうか。意見書を付けてリーガルチェック受けたとしたら、なんらかのそこにも回答が出てくると思うんですよね。それを踏まえながらまた作り直すっていうんでもいいと思いますけど、どのみちリーガルチェックを受けた後、もう1回集まんなくちゃいけなくはなると思います。その回答がこうだったのでって、じゃ、どうしますかっていうのはあるかなとは思ってるんですけども。

○茂木委員 でしたら、大澤委員はどのような考えなのかをお聞かせいただければと。

○大澤委員 とりあえず私は今日出来上がったものについて、皆さんから聴取した意見について、弁護士の先生にリーガルチェックをいただいた後、そこで弁護士の先生とお話ができる場もあるんだと思いますので、法律な観点から訓告なのか議員辞職なのかっていう、我々委員会としてどういう参考の結果を出すのがいいかということについてもご助言をいただけるのが私はいいかなと思っています。

○柿沼委員長 では、参考意見についてご助言をいただきながら、最終的につけるかどうかも含めて議論するということ。そうしましょう。では、大澤委員も言われたように、当委員会はその政治倫理基準の3条の1に違反すると認定しましたが、それについて、リーガルチェックとして、正しいかどうか、法律的な観点からご確認いただいて、参考意見についてはその後のご助言、その参考意見についてもご助言をいただきながらもう1回会議を開くということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柿沼委員長 では、参考意見については弁護士さんのご助言もいただきながら判断していくと、参考意見をもらうということで。その後、弁護士さんの推敲を得た上でもう1回会議を開くということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柿沼委員長 では、その他。では、議事(2)の協議を閉じさせていただきます。

4. 議 事

○柿沼委員長 それでは、4、その他ですが、事務局から何かありますか。事務局長。

○下山局長 では、本日の会議結果を踏まえて、審査結果報告書の案は事務局の方で作成するということでおろしいのでしょうか。そこをちょっと確認させていただければと思います。

○柿沼委員長 では、協議内容について制定にというレポートを、事務局の方にお願いしてよろしいでしょうか。では、事務局の方でよろしくお願ひいたします。

○下山局長 では、そちらが作成後に一度情報共有させていただいて、その上で、リーガルチェックの方、そちらの手続きの方も順次進めていきたいと思います。

○柿沼委員長 よろしくお願ひいたします。

○下山局長 先ほどのお話の通り、委員会としての処分の方向性については、案も何も出さずに相談するという形でよろしかったでしょう。

○柿沼委員長 それでよろしいですよね。それでお願ひいたします。ほかに皆さんからご意見ありますか。ないようですので、以上で第6回政治倫理審査会の会議を閉じさせていただきたいと思います。大変ありがとうございました。お疲れ様でした。